

2025年度 栃木県社会人サッカーリーグ 県北・県央地区リーグ（3部リーグ）開催要項

※赤字は昨年からの変更点および特記事項。

期 日 ・ 2025年5月11日～11月16日（予定）

会 場 ・ 石井サッカー場 他

参 加 資 格 ・ 2025年度日本サッカー協会登録の第1種登録チーム

競 技 方 法 ・ 総当たり1回戦のリーグ戦とする

- ・ 試合の勝者に勝ち点3・引き分け1・敗者0とし、勝ち点の多い順に順位を決定する
- ・ 勝ち点が同数の場合、次により順位を決定する
（1）得失点差 （2）総得点 （3）該当チームの対戦成績 （4）抽選

3部決勝大会 ・ 2025年11月30日・12月7日（予定）・石井サッカー場1・2（県北・県央地区3チーム）
代表資格はリーグ戦上位3チーム

- ・ 追加登録選手の出場は、2025年8月31日までに登録完了した選手とする

競 技 規 定 ・ 2024/2025日本サッカー協会制定の『サッカー競技規則』による

- ・ 試合時間は80分とし延長は行わず、同点の場合は引き分けとする
- ・ 各試合のキックオフは日程表を参照すること（会場により異なる）
- ・ 試合球は5号検定球とし、両チーム持ち寄りとする
- ・ 1チームの競技者の最少人数は7人とし、いかなる理由でもフィールドの中に7人以上の競技者がいない時点で、該当チームは棄権負けとする
- ・ キックオフに遅れたチームは、該当試合を棄権負けとする
- ・ 棄権負け試合のスコアは0対3、勝ち点マイナス3とする（1棄権試合毎）
- ・ メンバー表は試合開始30分前までに本部と主審に提出し、相手チームと交換すること
- ・ 各チームは選手証を必ず携帯し、試合開始30分前までにチーム毎に提示し主審の確認を得ること
- ・ スマートフォンの画面出力など電子形態での選手証も有効とするが、選手証は印刷したものでの提出を推奨とする
- ・ 選手交代は主審に通告しておいた中から6名が、主審の許可を得て交代でき交代回数に制限はない
- ・ 脳震盪による交代（再出場なし）の追加について
 - ① 1試合において、各チームは最大1名の「脳震盪における交代」を使うことができる
 - ② 「脳震盪における交代」は、その前に何人の交代要員が使われているかにかかわらず行うことができる
 - ③ 「脳震盪による交代で入る交代要員」が使われたならば相手チームは脳震盪に限らず、いかなる理由であっても「追加1名の交代要員」を使うことができる
 - ④ 主審・第4審は、相手チームに1人の「追加の交代要員」と1回の「追加の交代回数」を使うことができることを通知する
- ・ フィールド上にキャプテンとして識別できるアームバンドを着用したキャプテンがいなければいけない
単色のアームバンドで「Captain」もしくは「C」（「主将」もしくは「主」も可）を入れることができる
- ・ アンダーシャツ・アンダーショーツ・タイツの色は問わない、チーム内で同色のものを着用すること
- ・ ソックステープの色は同系色にし、チームで統一すること
- ・ 一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする
- ・ 大会期間中警告が通算2回になった選手は、次の1試合自動的に出場停止とする
- ・ 主審に警告2枚目で退場を命じられた選手は、次の1試合は自動的に出場停止とする
- ・ 一発退場は次の1試合出場停止とし、その後の処置については今大会の規律フェアプレー委員会の処置に従うこと

審 判 ・ 各チームから2名（計4名）の審判員を出し、下記のように行うこと

<1日2試合の場合>

★第1試合（第2試合の両チーム）

★第2試合（第1試合の両チーム）

<1日3試合の場合>

★第1試合（第3試合の両チーム）

★第2試合（第1試合の両チーム）

★第3試合（第2試合の両チーム）

<1日4試合の場合>

★第1試合（第2試合の両チーム）

★第2試合（第1試合の両チーム）

★第3試合（第4試合の両チーム）

★第4試合（第3試合の両チーム）

- ・ 審判員は Referee' Card（審判証）を提示し、対戦する両チームの代表者の確認を得ること
- ・ 4名の審判は、主審・副審・第4審とする
- ・ 副審は各自審判フラッグを用意すること
- ・ 審判員は審判服を着用し、所定のワッペンを付けること

- ・主審は両チームの監督または代表者（代理含む）から、試合結果記録表の「監督」欄に記載事項の【確認サイン】をもらい、次の試合の主審に試合結果記録表を引き継ぐこと
- ・審判に遅れたチームは、自チームの該当試合を棄権扱いとする
- ・試合を棄権したチームは、当日の審判担当試合に4名の審判を派遣すること
- ・退場および試合中のトラブルは、宇都宮社会人サッカー連盟3部リーグ事務局に電話で報告し、重要事項説明書を提出すること
- ・主審は両チームのメンバー用紙・交代カードを全日程終了まで保管し、何時でも提出できる様にする

試合結果報告

- ・最終試合の主審担当チームは試合結果記録表を、写真データで3部リーグLineに一次報告し、各チームから指摘・修正点・不備がないことを確認すること
- ・最終試合の主審担当チームは試合結果記録表を事務局へ、試合当日17:30までにメールまたはFAXで提出すること

〒320-0851 宇都宮市鶴田町3313-9

近藤 典昭

TEL・FAX 028-633-0525

携帯電話 090-2655-8513

E-Mail ufa_no1@yahoo.co.jp

そ の 他

- ・落雷の予兆があった場合は、試合を一時中断もしくは中止する
- ① 試合の中断および中止は審判員の判断によること、ただし審判員が雷鳴に気づかない場合は両チームの責任者が審判員に中断および中止勧告を行う
- ② 試合の中断は最長で30分とし、中断が連続して30分を超えた場合はその試合を中止とする
- ③ 危険性がなくなると判断された後には速やかに試合を再開すること
- ④ 前半およびハーフタイム中に中止の場合は再試合を行い、後半開始後に中止の場合は試合成立とする
中止が決定した場合は事務局にてその後の扱いを決定する
- ⑤ 中止した試合の以降の試合も中止とする
 - ・スポーツ傷害保険に加入すること。試合中の怪我・事故等の補償は、当該チームが加入のスポーツ傷害保険の範囲内とし、主催者は一切の責任を負わないものとする
 - ・第1試合の両チームが試合前の準備（ライン引き・ゴールネット張り・コーナーフラッグの設置等）
最終試合の両チームが試合後の後片付け（グラウンド整備・用具の後片付け等）を行うこと
 - ・やむを得ない事情で試合の実施が不可能な場合は、相手チームおよび審判担当チームとの話し合いにより、日程を変更して実施しても良いが、審判は原則変更前の審判担当チームが行うこと
 - ・会場の使用時間は、準備・後片付けを含め以下の使用時間内に会場の外に出ること

大田原グリーンパーク	9:00-17:00
黒羽運動公園	9:00-17:00
青木サッカー場	9:00-17:00
那珂川河畔雲合公園	9:00-17:00
平出(宇都宮市サッカー場)	9:00-17:00
石井緑地	9:00-17:00
丸山公園サッカー場	9:00-17:00
- ・開催要項に違反したチームおよび、会場から苦情が出た場合、該当チームはその後の試合の出場を停止する
- ・このリーグに参加する全てのチーム・役員・選手・審判は、リーグが円滑に運営できるよう努力・協力すること